

東京電力株式会社 千葉リサイクルセンター
産業廃棄物処理施設（PCB分解施設）の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七第14項第二号 維持管理の技術上の基準				
ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。	分解槽温度	測定位置	基準値	測定頻度
		分解槽	210±5℃	施設休止中
ハ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	施設休止中			
ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	廃油	採取場所	基準値	分析頻度
		リサイクル油貯槽	≤0.5mg/kg	施設休止中
	工程排水	測定項目	基準値	分析頻度
		PCB	不検出	施設休止中
		ノルマルヘキサン抽出物質	≤3mg/L	施設休止中
		pH	5 ~ 9	施設休止中